

事前照会文書回答手続きの改正

Q : 事前照会に関する文書回答の事務手続きが改正されたとか。どのようになったのですか？

A : 次のようになりました。

【解説】

先ごろ、国税庁から「事前照会に対する文書回答の事務処理手続きについて」と「同業者団体等からの照会に対する文書回答の事務処理手続等について」一部改正をする通達(事務運営指針)が公表されました。

主な改正内容は、次の点です。

①事前照会の範囲のうち「将来行う取引等の範囲」を明確化

これまでも文書回答の対象でしたが、対象外と思っていた利用者もいたことから、範囲が明確化されました。

②事前照会者は代表者だけに限らず、担当役員もOK

これまでは、照会者が法人や団体であるときは代表者しか照会できませんでしたが、代表者だけでなく担当役員でも認められることになりました。

③同業者団体等の定義を明確化

同業者団体等の定義を明確化されるとともに、照会の対象となる取引等の当事者に取引等と密接な関係を有する業務を行う者も照会ができることとされました。

この取り扱いは、平成29年7月1日以後の事前照会から適用されています。



⇩ 平成28年 訴訟の概要

Q : 平成28年の訴訟の概要が公表されたようですが、どのような内容だったのですか？

A : 次のような内容でした。

【解説】

先ごろ、国税庁から平成28年の訴訟の概要が公表されました。

主な内容は、次のとおりです。

① 訴訟の発生状況

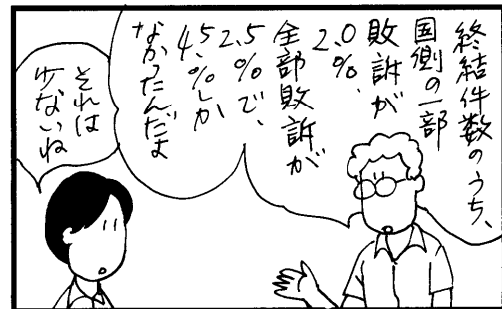
訴訟の発生件数は230件で、前年(231件)に比べ0.5%の減少でした。

内訳は、所得税関係が80件と一番多く、次いで、徴収関係54件、法人税関係38件、相続・贈与税関係28件、その他の課税関係19件、消費税関係7件、審判所関係4件となっています。

② 訴訟の終結状況

平成28年度における訴訟の終結件数は、245件でした。このうち、国側が一部敗訴したもの及び全部敗訴したものは11件（一部敗訴5件、全部敗訴6件）で、その割合は4.5%（一部敗訴2.0%、全部敗訴2.5%）となっています。敗訴割合は、平成27年度の8.4%（一部敗訴1.1%、全部敗訴7.3%）に比べ、3.9ポイント（11件）減少でした。

国の敗訴割合4.5%は、ここ最近10年間で一番低い割合です。



発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

税務行政の将来像

Q : 2017年度版の税務行政の将来像が公表されたそうですが、どのような内容だったのですか？

A : 次のような内容でした。

【解説】

先ごろ、国税庁から2017年版の税務行政の将来像が公表されました。

それによりますと、ICTの活用による納税者の利便性の確保と事務運営の最適化を通じ、納税者の信頼を確保するスマート税務行政を目指すとしています。

納税者の利便性の向上するために、次のようなことを上げており、申告から納付までの税務手続を抜本的にデジタル化し、税務署に出向かず、スムーズかつスピーディに手続が完了する環境の構築をとしています。

- ①マイナポータルを通じて、納税者個々のニーズに合った税情報をタイムリーに配信する。
- ②メールやチャットなど多様なチャンネルによる相談・回答ができるようにする。
- ③AIを活用した相談内容の分析と最適な回答の自動表示ができるようにする。
- ④確定申告や年末調整に係る情報のマイナポータルへの表示による手続きの電子化を推進する。
- ⑤行政機関間のバックオフィス連携による手続きの簡素化を推進する。
- ⑥国と地方への電子的提出のワンストップ化を推進する。
- ⑦電子納税等を推進する。



⇩ e-Tax 利用の簡便化

Q : e-Taxの利用が簡便化されるようですが、どのようになるのですか？

A : 平成31年1月から利用できるようになるようです。

【解説】

先ごろ、国税庁から「国税庁レポート」が公表され、「納税者サービスの充実と行政効率化のための取組」の中にe-Tax利用の簡便化についての取組が記載されています。

それによりますと、マイナンバーカードに標準的に搭載される電子証明書やマイナポータル認証連携機能を活用して、個人納税者のe-Tax利用を簡便化するためのシステム修正を進めており、平成31(2019)年1月から利用できるように取り組んでいるとのこと。

具体的には、次のようになるようです。

- ①マイナンバーカードによるe-Tax利用
マイナンバーカードを用いてマイナポータル経由又はe-Taxホームページなどからe-Taxへログインするだけで、簡易な設定でe-Taxの利用を開始し、申告等データの作成・送信ができるようになります。
この場合には、これまで必要だった開始届出書の提出やID・パスワードの取得が不要になります。
- ②ID及びパスワードによるe-Tax利用
マイナンバーカード及びICカードリーダーを取得していない者については、厳格な本人確認をした上で、税務署長がe-Tax用のID・パスワードを通知し、電子申告することができるようになります。

